

特別の寄与に関する処分調停

1. 概要

相続人ではない被相続人の親族で、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者（これを「特別寄与者」といいます。）は、相続人全員またはその一部の者に対し、寄与に応じた額の金銭（これを「特別寄与料」といいます。）の支払を請求することができます。この特別寄与料の支払について、当事者間に協議が調わないとき又は協議をすることができないときには、家庭裁判所の調停又は審判の手続を利用することができます。

調停手続を利用する場合は、特別の寄与に関する処分調停事件として申し立てます。調停手続では、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出していただいたりするなどして事情をよく把握したうえで、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をしたりして、合意を目指した話し合いが進められます。

なお、調停手続で話し合いがまとまらず、調停が不成立となった場合には、審判手続が開始されます。

※令和元年7月1日より前に開始した相続については、この申立てはできません。

2. 申立人

被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続の放棄をした者、相続人の欠格事由（民法891条の規定）に該当する者及び廃除によってその相続権を失った者を除く。）

3. 申立期間

申立ては、特別寄与者が相続の開始があったこと及び相続人を知った時から6か月を経過したとき、又は相続開始の時から1年を経過したときはすることができないとされています。

4. 申立先

相手方の住所地の家庭裁判所、又は当事者が合意で定める家庭裁判所

5. 申立てに必要な費用

・申立人1人につき収入印紙1200円分

（相手方又は被相続人が2人以上の場合は「収入印紙1200円×相手方の人数×被相続人の人数」）

・郵便料

【電子納付の場合】

調停、審判とも 4000 円

【郵便切手で納付の場合】

(調停の場合) 1440 円 (内訳: 180 円×1 枚、110 円×5 枚、100 円×2 枚、50 円×5 枚、
20 円×5 枚、10 円×10 枚、5 円×10 枚、1 円×10 枚)

※相手方又は被相続人が 2 人以上の場合は「上記内訳×相手方の人数×被相続人の人数」

(審判の場合)

3680 円 (内訳: 500 円×4 枚、180 円×1 枚、110 円×5 枚、100 円×4 枚、
50 円×5 枚、20 円×10 枚、10 円×10 枚)

相手方又は被相続人が 2 人以上の場合は「上記内訳×相手方の人数×被相続人の人数」

6. 申立てに必要な書類

- (1) 申立書 1 通及びその写しを相手方の人数分
- (2) 申立人及び相手方の現在の戸籍謄本 (3 か月以内発行)
- (3) 相続人の範囲及び相手方の相続分を確認できるだけの戸籍謄本

【共 通】

- ① 被相続人の出生又は 10 歳ごろから死亡までの連続したすべての戸籍 (除籍、改製原戸籍) 謄本

◆ **被相続人の子 (及びその代襲者) で死亡している者がいる場合**

- ② その子 (及び代襲者) の出生又は 10 歳ごろから死亡までの連続したすべての戸籍 (除籍、改製原戸籍) 謄本

【相続人が被相続人の (配偶者と) 父母等の直系尊属 (第二順位) の場合】

- ③ 被相続人の直系尊属に死亡している者がいる場合、その直系尊属の死亡記載の戸籍謄本

【相続人が被相続人の配偶者のみの場合又は被相続人の (配偶者と) 兄弟姉妹及びその代襲者 (おいめい) (第三順位) の場合】

- ④ 被相続人の父母の出生又は 10 歳ごろから死亡までの連続したすべての戸籍 (除籍、改製原戸籍) 謄本

◆ **被相続人の兄弟姉妹に死亡している者がいる場合**

- ⑤ その兄弟姉妹の出生又は 10 歳ごろから死亡までの連続したすべての戸籍 (除籍、改製原戸籍) 謄本

◆ 代襲者であるおいめいに死亡している者がいる場合

⑥おいめいの死亡記載の戸籍謄本

※上記①②④⑤の戸籍に代えて法定相続情報一覧図を提出することもできます。法定相続情報証明制度については法務局のホームページをご覧ください。

※相続人の範囲や死亡の前後によっては、更に戸籍が必要となる場合があります。

(4)相続関係図

(5)事情説明書（特別の寄与用）

※被相続人について遺産分割調停や審判が係属中の裁判所に、特別の寄与に関する処分調停の申立てをする場合は(1)と(2)の書類で足ります。

※同じ書類は1通で足ります。

※戸籍等の謄本は、戸籍等の全部事項証明書という名称で呼ばれる場合があります。

※申立前に入手できない戸籍等がある場合は、その戸籍等は申立後に追加提出することでも差し支えありません。

※審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

(問い合わせ先)

〒540-0008

大阪市中央区大手前4-1-13

大阪家庭裁判所 家事第3部遺産分割係(当庁5階)

TEL 06-6943-5973

郵送提出先:大阪家庭裁判所 家事事件係

書式はインターネットから
ダウンロードできます。

電子納付の流れ

①「電子納付利用者登録申請書」を提出

最寄りの裁判所の会計担当部署へ[電子納付利用者登録申請書](#)を提出（郵送可）し、電子納付利用者登録をしてください。

なお、裁判所支部、簡易裁判所においては、電子納付利用者登録を取り扱っていない場合がありますので、最寄りの裁判所の会計担当部署の窓口でお尋ねください。



②「利用者登録コード」と「初期パスワード」が発行されます

利用者登録手続きが完了すると、「利用者登録コード」と「初期パスワード」が発行されます。ただし、登録後、保管金の納付や払渡しが2年間行われない場合は、利用者登録コードが抹消されます。



③訴状や申立書を提出

訴状や申立書などを提出する際に、②で取得した「利用者登録コード」を記載したメモ、または利用者登録コード届出書を添付するなどして、「電子納付を希望する」旨を適宜の方法でお知らせください。



④「保管金提出書」を受領

担当者等から、「保管金提出書」を交付又は郵送します。



⑤Pay-easy（ペイジー）対応インターネットバンキングやモバイルバンキング、金融機関のATMから払込みを行う

④で受領した「保管金提出書」に印字されている「収納機関番号」等を用いて、払い込んでください。

「保管金提出書」の下部に以下の記載があります。

 以下の欄に収納機関番号、納付番号、確認番号が印字されている場合は、従来の納付方法に加えPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して保管金の電子納付をすることができます。			
登録コード	1000515		
収納機関番号	10100	納付番号	1001-2190-1008-6001
確認番号	6007-39		

※④の「保管金提出書」の裁判所への提出は不要です。

※Pay-easy（ペイジー）の詳細は、Pay-easy（ペイジー）のホームページ（<http://www.pay-easy.jp/>）をご覧ください。対応している金融機関のリンクも掲載されています。

電子納付利用者登録申請書

保管金の提出に際し、電子納付を利用するため、以下のとおり登録を申請します。

この申請により付与される利用者登録コードを使用して保管金の電子納付を行った場合、当該保管金について還付事由が発生したときは、以下の口座へ振り込んでください。

令和●年●月●日

住 所 大阪市中央区大手前～

氏 名 山田 一郎

提出者情報

氏 名（カナ）	ヤマダ イチロウ
氏 名	山田 一郎
住 所	〒540-0008 大阪市中央区大手前～
電 話 番 号	06-●●●●-●●●●

還付先情報

金 融 機 関 名	●● 銀行・金庫・組合 ●●支 店
預 金 種 別	普通 ・ 当 座 ・ 別 段 ・ 通 知
口 座 番 号	1111111
口 座 名 義（カナ）	ヤマダ イチロウ
口 座 名 義	山田 一郎
F A X 番 号	06-●●●●-●●●●

※ 電子納付とは、保管金をインターネットバンキング、モバイルバンキング及び電子納付対応のATMを用いて納付することです。事前に利用者登録をしないと保管金の提出に際し、電子納付を利用することは出来ません。

この申請により付与される利用者登録コードは、全ての裁判所において共通して利用でき、利用者登録コードを申立書等に記載若しくは書記官室又は執行官室において口頭で告げることで電子納付に対応した保管金提出書の交付を受けることができます。ただし、電子納付が可能な保管金の種目には制限がありますので、係書記官等に確認してください。

この申請により付与される利用者登録コードに基づいて電子納付をすると、当該保管金について還付事由が発生した場合に還付先情報欄記載の口座に振込払い請求があったものとして扱われます。ただし、保管金を還付できない金融機関がありますので、ご注意ください。

「FAX番号」欄は、裁判所からのファクシミリ送信を希望されない場合には、空欄で差支えありません。

提出者情報に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。ただし、還付先情報については変更できませんので、登録の抹消及び新たな登録の申請を行ってください。

登録後、保管金の提出や払渡しは2年間行われない場合は、利用者登録コードが抹消されます。

電子納付利用者登録申請書

保管金の提出に際し、電子納付を利用するため、以下のとおり登録を申請します。

この申請により付与される利用者登録コードを使用して保管金の電子納付を行った場合、当該保管金について還付事由が発生したときは、以下の口座へ振り込んでください。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

提出者情報

氏 名 (カ ナ)	
氏 名	
住 所	〒 -
電 話 番 号	

還付先情報

金 融 機 関 名	銀行・金庫・組合 店
預 金 種 別	普 通 ・ 当 座 ・ 別 段 ・ 通 知
口 座 番 号	
口 座 名 義 (カ ナ)	
口 座 名 義	
F A X 番 号	

※ 電子納付とは、保管金をインターネットバンキング、モバイルバンキング及び電子納付対応のATMを用いて納付することです。事前に利用者登録をしないと保管金の提出に際し、電子納付を利用することは出来ません。

この申請により付与される利用者登録コードは、全ての裁判所において共通して利用でき、利用者登録コードを申立書等に記載若しくは書記官室又は執行官室において口頭で告げるにより電子納付に対応した保管金提出書の交付を受けることができます。ただし、電子納付が可能な保管金の種目には制限がありますので、係書記官等に確認してください。

この申請により付与される利用者登録コードに基づいて電子納付をすると、当該保管金について還付事由が発生した場合に還付先情報欄記載の口座に振込払い請求があったものとして扱われます。ただし、保管金を還付できない金融機関がありますので、ご注意ください。

「FAX番号」欄は、裁判所からのファクシミリ送信を希望されない場合には、空欄で差支えありません。

提出者情報に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。ただし、還付先情報については変更できませんので、登録の抹消及び新たな登録の申請を行ってください。

登録後、保管金の提出や払渡しが2年間行われない場合は、利用者登録コードが抹消されます。